

総務文教委員会記録

○開催日時

平成29年3月10日 午前9時57分～午後0時14分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（6人）

委員長	帯田裕達	委員	永山伸一
副委員長	坂口健太	委員	徳永武次
委員	上野一誠	委員	松澤力

○欠席委員（1人）

委員 橋口芳

○その他の議員

議員 落口久光

○説明のための出席者

総務部長	田代健一	選挙管理委員会事務局長	森園一春
税務課長代理	佐多誠一	会計課長	今吉美智子
主幹	牟礼好幸	監査事務局長	火野坂博行
主幹	寺脇竜也	公平委員会事務局長	
契約検査課長	南忠幸	議会事務局長	田上正洋
課長代理	西木場重行	議事調査課長	道場益男
危機管理監	中村真		
防災安全課長	寺田和一		
原子力安全対策室長	遠矢一星		

○事務局職員

議事調査課長 道場益男 主幹兼議事グループ長 久米道秋

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第15号 薩摩川内市税条例等の一部を改正する条例の制定について 議案第36号 平成29年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	税 務 課 収 納 課
議案第36号 平成29年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	契 約 検 査 課
議案第16号 原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業総合防災センター新築(建築) 工事請負契約の変更について 議案第36号 平成29年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	防 災 安 全 課
議案第36号 平成29年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	原子力安全対策室
議案第36号 平成29年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	選挙管理委員会事務局
議案第36号 平成29年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	会 計 課
議案第36号 平成29年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	公平委員会事務局
議案第36号 平成29年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	監 査 事 務 局
議案第36号 平成29年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	議 事 調 査 課

△開 会

○委員長（帯田裕達）ただいまから、昨日に引き続き、総務文教委員会を開会いたします。

本日は、審査日程の２ページ、税務課及び収納課を審査いたします。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。現在のところ、傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可します。

△税務課及び収納課の審査

○委員長（帯田裕達）それでは、税務課及び収納課の審査に入ります。

△議案第１５号 薩摩川内市税条例等の一部を改正する条例の制定について

○委員長（帯田裕達）議案第１５号薩摩川内市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○課長代理（佐多誠一）税務課でございます。よろしく願いいたします。

それでは、議案第１５号薩摩川内市税条例等の一部を改正する条例の制定について、委員会資料で概要を御説明いたします。

委員会資料の２ページをお開きください。

議案の提案理由に記載の社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成２８年法律第８６号）とは、消費税引き上げ時期を平成２９年４月１日から平成３１年１０月１日に２年半延長するものでございます。

議会資料に記載しております平成２９年４月１日施行の個人市民税における住宅ローン控除の適用期限を２年延長、軽自動車税におけるグリーン化特例の適用期限を１年延長の二つにつきましては、現行制度の適用期限の延長でございます。

このため、この条例改正に伴い、市税への税収等に影響が大きいと思われ法人市民税の税率引き下げと軽自動車税の環境性能割の導入の二つについて委員会資料により御説明させていただきます。

いずれも施行日は平成３１年１０月１日でございます。

一つ目は法人市民税における法人税割の引き下げでございます。

①法人税割を１２．１％から８．４％に引き下げるものです。

②平成３１年１０月１日以後に対する事業年度分から適用されます。

③このため、市税は平成３２年分が歳入減となり、平成３３年度から本格的な歳入減となります。

④この歳入の減収分につきましては、地方法人税——これは平成２６年度に想定された国税でございますけれども、その税率を現行の４．４％から１０．３％に引き上げて、その税収全額が交付税の原資とされるものでございます。

また、法人事業税の一部を県が市町村に交付する法人事業税交付金制度が創設されます。

交付額、交付基準、交付回数は現行の案では記載のとおりでございます。

なお、平成２６年度税制改正により法人市民税の法人税割の税率は平成２６年１０月１日以後に対する事業年度分から１４．７％から現行の１２．１％に引き下げられております。

二つ目は、軽自動車税における種別割及び環境性能割の導入でございます。

①現行の軽自動車税は軽自動車税種別割となります。

②県税である自動車税、市税である軽自動車税にそれぞれ環境性能割が設けられます。

アでございますけれども、環境性能割の課税標準は取得価額となり、免税点は５０万円です。

イ、税率は４段階でございますけれども、軽自動車税は当分の間２％が上限となりますので、非課税、１％、２％の３段階となります。

なお、税率の区分は平成３１年度の税制改正において見直しが予定されているところでございます。

ウ、新車・中古車を問いません。

エ、環境性能割は、当分の間、県が賦課徴収を行うこととされております。

オ、県税である自動車税にも環境性能割が設けられますが、その税収の一定割合が市に交付されるとされております。

それでは、３ページをごらんください。

改正の概要を、図を用いまして御説明させていただきます。

黒丸の①でございますけれども、自動車税と軽

自動車税の体系を示しております。

現行の自動車税、軽自動車税はそれぞれ種別割りとなります。

軽自動車税の種別割につきましては、現行の軽自動車税と同様に市が納付書等を送付することとなります。

黒丸の②でございますけれども、環境性能割の税率を自家用車を例にそれぞれ自動車及び軽自動車ごとに示しております。

軽自動車では燃費基準の達成状況により税率が設定されておりまして、例えば電気自動車は非課税となります。

先ほど申しましたように、この税率区分等につきましては平成31年度税制改正において見直しが見込まれているところでございます。

黒丸の③でございますけれども、環境性能割の交付金制度の概要を示しております。

まず、左の図ですけれども、自動車税環境性能割の税率の一定割合が交付されます。

税率の全体から徴税費、一番上でございますけれども、徴税費の5%を除いた額の65%が市に交付されるようになっております。

次に、右の図ですけれども、軽自動車税環境性能割は先ほど申しましたように、当分の間、市にかわり県が賦課徴収を行います。

県はさきに述べました税率によりまして賦課徴収を行い、その全額をまず市に払い込みます。その後で市は徴税費の5%分を県に支払うこととされております。

施行期日は平成31年10月1日でございます。

以上で、議案第15号薩摩川内市税条例等の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（上野一誠）上位法の改定ということでこういうふうになってる、非常に多岐にわたってものだから、説明を受けても具体的にどうなのかというのが頭に入らなくて難しいんだけど、これは福田議員が質問をされましたので大方理解はしたんですが、法人税の関係も12.1%から8%、これが引き下げによって9,000万円の減少という理解でいいのか。

あと、地方交付税125億円という中で13億円ぐらい減るんじゃないかという、その捉え方。

それから、これも一本算定に変わったので、いろいろそういう捉え方もあると思うので、その地方交付税による本市の影響額というか、一つのこの改定によって本市の影響額というのはそうないというふうに取りましたんだけど、そういうところがまずどうか、ちょっと考え聞かせてください。

○総務部長（田代健一）地方財政制度全般にわたるお話になってまいりますので、私のほうでお答えいたしますけれども、まず、今回の税制改正に伴う法人市民税分について法人税割の引き下げが予定されておりまして、この分は市単独の税率としては、ただいま課長代理のほうから説明がありましたように税率の引き下げによる影響は減で働きますので、減の見込みでございます。

ただし、この部分は税率と全般の見直しの中で地方の税財源が法人が都市部に偏っているということで、税源が偏っている分については是正措置でございますので、別途、地方税制度の見直しの中で地方交付税の財源の拡充のほうで手当がなされますので、マクロでいきますと地方税財源としては変わらないことになります。

ただし、交付税としておりてくる分になりますと、それぞれの自治体の基準財政収入額と需要額の差額になってまいりますので、そのミクロの部分になってくる影響というのは今の時点では、先ほど佐多代理のほうからあったようなお話で税率のほうは下がる、交付税のほうについては今のところ不透明という状況になってまいります。

交付税につきましては、本市ではそれにあわせて、ちょうど同じ時期の平成32年度で交付税の段階的縮減が終了しまして、一本算定のものに完全になりますので、その分の影響については、先般お示ししました財政運営プログラムの中で推計できる分については見込んだということになっておるところでございます。

以上です。

○委員（上野一誠）今の説明のとおり、やっぱり基準財政需要額を引くこと収入額というのが交付税算定になるので、収入額が減れば当然交付税というのはまたその分緩和されるというふうな。

あと、軽自動車税のグリーン化特例というものの、これが2,500台、13年過ぎたものについては本市においては2,500台と、これはプラスにな

るけども、対象が1,300台減。収入は500万円ぐらい減ると。ここもちょっと説明いただけますか、具体的に。

僕は一般質問聞いててメモった形で質問してるから。

○総務部長（田代健一） それでは、大きな流れを私のほうで説明いたしまして、数字は所管課のほうで説明いたしますけれども、このグリーン化特例につきましては、重課の部分と軽課の部分がございまして、減る要素の部分というのはグリーン化がなされているいわゆるエコ化については軽減のほうになされてまいります。購入の次の年度の軽自動車税が引かれるということで、平成28年度につきましては、平成27年度中に購入、新規登録をした軽自動車のほうが減額がなされるということでございます。

それから、重課のほうにつきましては、購入してから年度が相当たった燃費の悪い車についての買いかえを促進しようということで、一定年度がたちますと軽自動車税のほうは引き上がるというふうになってまいりまして、その分が適用される年度が先ほど代理のほうから説明があった分の台数になってまいります。

さらに、平成29年度当初予算になってまいりますと、それが1年、ずっと1年1年更新でふえていってまいりますので、単純計算した分については、その当該年度の分の台数を試算することで数字のほうは出てまいります。また、その中から今年度中の廃車される分が出てきますので、その辺の数字を調整した分が平成29年度の当初予算ということになったわけでございます。

話が前後しますけれども、軽課の部分につきましても、同じように今度は平成28年度中に新規登録をした分が平成29年度は軽減がなされる、これ1年度限りの分になりますので、それぞれずっと購入した年度の次の年度が軽減されるということで、あくまでも見込み数値として、まだ今年度の登録台数というのがわかっておりませんので、見込み数値として差し引き相殺した結果として当初予算のほうを計上したということになってまいります。

数字はわかっている分は所管課のほうから説明いたします。

○課長代理（佐多誠一） 委員御指摘のとおり、一般質問のほうでも1,500万円、本年度、昨年

度より歳入税額がふえております。

ただいま部長のほうから御説明がありましたとおり、13年経過した重課の分につきましては増額になります。

グリーン化特例につきましては、燃費の基準によりまして減額となっております。

それを踏まえた形で合計で1,500万円ふえるの見込んでおります。

全体的な軽自動車の台数は減の傾向にございませぬけれども、今回の消費税の引き上げがまた延びましたので、新たな車もたくさん買われるんじゃないかなということも想定しまして、一応1,500万円増という形で見込んだところでございます。

以上でございます。

○委員長（帯田裕達） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達） 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第36号 平成28年度薩摩川内市
一般会計予算

○委員長（帯田裕達） 次に、審査を一時中止しておりました議案第36号を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○総務部長（田代健一） それでは、まず税務課の概要について御説明いたします。

市民税、固定資産税のほか国民健康保険税など税の賦課調定と課税、税務全般を所管しております。

税務課は歳出におきまして課税に伴う事務事業を実施し、引き続き公平、公正な賦課に努めてま

います。

歳入につきましては、市民税個人分現年分について総所得金額の推移、実績見込み等を考慮し、増額。市民税法人分現年分については、大規模法人の決算状況等を考慮し、増額。固定資産税現年分について、特に償却資産において電力事業者の大規模な設備投資の実績見込み等から増額。軽自動車税について、税制改正に係る影響を見込んだ増額。使用済み核燃料税につきましては、川内原子力発電所再稼働による分の増額。

以上で、滞納分を含めた市税全体としましては、前年度当初比15億430万円の増額となったところでございます。

歳入の大きな根幹を成す市税でございますので、今後とも課税の適正化、財源確保の観点から適切に事務事業を推進してまいります。

続きまして、収納課の概要について説明いたします。

収納課につきましては、主に市税、国民健康保険税の徴収事務を担当しておりますが、その他、貸付金、使用料などの税外収入につきましてもそれぞれの所管課の収納状況を定期的に確認し、必要な助言等を行いながら、その振興に努めております。

当初予算概要の27ページをお開きください。

27ページの下段になりますが、平成29年度は新たに納税お知らせセンターを設置し、早期催告に努め、あわせて口座振替、コンビニ収納の更なる周知、活用を図るとともに、滞納者につきましては財産の調査、差し押さえ、公売等の滞納処分強化を引き続き図ってまいります。

税などの徴収を取り巻く環境は依然として厳しい環境にございますが、職員一丸となって収納率向上、歳入確保に努めてまいりたいと考えております。

以上で、税務課・収納課の概要説明を終わります。

○委員長（帯田裕達） それでは、当局の補足説明を求めます。

○課長代理（佐多誠一） それでは、税務課にかかる歳出予算について御説明いたします。

予算に関する説明書は67ページでございます。

予算調書は87ページでございます。

予算調書で御説明いたしますので、予算調書87ページをお開きください。

2款総務費、2項徴税费、1目税務総務費、1項税務一般管理費は、税務一般管理事務に係る経費を計上いたしております。

経費の主な内容は、本庁の行政事務嘱託員、土地調査業務嘱託員一人に係る報酬。本庁収納課及び8支所の税務関係職員の68人分の人件費でございます。

その他、税務職員研修等に係る旅費、各種協議会への負担金でございます。

2目、賦課徴収費、1項賦課徴収事務費は市税の賦課徴収に係る経費を計上しております。

経費の主な内容は、本庁の行政事務嘱託員、家屋事前調査業務嘱託員3人と相続人調査業務嘱託員一人に係る報酬、窓封筒等の印刷経費、市県民税納税通知書等の郵送料、固定資産税納税通知書作成業務委託等の委託料、地方税電子化協議会負担金、市税歳出還付金が主なものでございます。

予算調書88ページをお開きください。

同じく事項、固定資産評価事業費は、固定資産税の課税の適正及び公平を期するために、課税客体の正確な把握を行う経費を計上いたしております。

固定資産評価業務委託等の委託料が主なものとなっております。

以上で、税務課関係の歳出予算の説明を終わります。

○収納課長（有村辰也） 収納課分の歳出について御説明いたします。

予算調書の89ページをお開きください。

2款2項2目収納率向上特別対策費は、市税等の収納率向上を図るための徴収事務に係る経費であります。

経費の主な内容は、行政事務嘱託員3人の報酬、滞納者への督促状等の印刷及び催告書等の発送に係る郵便料などであります。

次に、同じく徴収管理費は、市税等を徴収するための一般管理事務に係る経費であります。

経費の主な内容は、納税お知らせセンター運用業務委託、日本経営協会負担金などであります。

ここで、納税お知らせセンター運用事業につきまして説明させていただきますので、総務文教委員会資料の4ページをお開きください。

平成29年度新たに予算計上をお願いしたものでございますが、事業の目的は民間業者のノウハウを有効利用し、現年度市税等の未納者に対して電話による納税の呼びかけ等を行うことにより、

早期の税収確保と新規滞納者の抑制を図るものであります。

業務の内容であります。現年度の未納者への電話催告が中心となります。そのほか、番号名者の調査登録、不明不在者への文書送付などを行うものであります。

対象税目であります。現年課税分の市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税であります。

導入効果であります。土日、祝日及び夜間など閉庁時間中の催告が可能のため、納税者への勧奨機会が増加し、効果的かつ効率的に催告ができるものであります。あわせて、現年度の新規滞納者を抑制することで、現年収納率の向上と滞納整理の効率化を図れることが期待できるものであります。

次に、委託の内容であります。稼働時間は平日の朝9時から夕方の5時までを月12日程度、同じく、お昼の12時から夜の8時までを月8日程度、休日につきましては、朝9時から夕方の5時までを月2日程度予定しております。

また、従事者はオペレーター常時3名を配置するものであります。うち1名は責任者を兼ねるものであります。

契約方法であります。指名公募型プロポーザル方式で準備が整い次第契約を行いまして、来年3月31日までの単年度契約とするものであります。

以上で、収納課に係る歳出予算の説明を終わります。

○税務課長代理（佐多誠一） 続きまして、歳入予算について御説明いたします。

なお、市税の歳入につきましては収納課分もあわせて税務課にて御説明させていただきます。

予算に関する説明書は14ページからでございます。

予算調書は8ページ、予算調書で御説明をいたしますので、8ページをお開きください。

それでは、税目ごとに御説明いたします。

1款市税、1項市民税、1目個人分、1節現年課税分は対前年度比5.4%増の32億9,996万2,000円を計上しております。これは、納税者数と総所得金額等の若干の伸びが見られることから前年の実績等を踏まえて計上しております。均等割額も2.8%増を見込んでお

ります。

2節滞納繰越分は3,661万8,000円を計上いたしております。

1項市民税、2目法人分、1節現年課税分は対前年度比30.4%増の8億4,789万7,000円を計上しております。

これは、平成26年度税制改正によりまして、平成26年10月1日以降の事業開始分から法人税割の税率が14.7%から現行の12.1%に引き下げられたため、平成28年度から本格的な影響があることを考慮しまして、その減収分を見込んでおりましたけれども、予想よりも法人所得が伸びたことによるものでございます。

2節滞納繰越分は147万3,000円を計上いたしております。

2項1目固定資産税、1節現年課税分は、対前年度比16.8%増の73億3,683万7,000円を計上しております。これは、家屋につきまして、昨年度は消費税引き上げの影響を考慮しまして対前年比で減額を見込みましたが、平成31年10月1日までの消費税引き上げ時期の延期によりまして例年並みの新築棟数が見込まれることから、実績見込み等を踏まえて約1億9,600万円の増を見込んでおります。

また、償却資産につきましては、昨年6月補正におきまして10億円の増額補正を行いました。これは、大臣配分の決定通知が3月末に送付され確定したことによるものでございます。

具体的には、電力事業者の大規模な設備投資によるものでございますけれども、平成29年度におきましては、その設備投資による減価償却を考慮しまして、約8億3,600万円の増を見込んでおります。

2節滞納繰越分は5,959万3,000円を計上しております。

2目国有資産等所在市町村交付金は、法律の定めるところによりまして、国及び県が本市に所有している固定資産に交付されるものでございます。4,818万3,000円を計上いたしております。

3項1目軽自動車税1節現年課税分は、対前年度比5%増の3億1,500万円を計上しております。これは車種ごとの登録台数の推移、平成28年度税制改正によりまして、初年度登録から13年経過した軽自動車への重課分の増額、本年度の実績見込み等を踏まえて計上いたしております。

す。2節滞納繰越分は462万1,000円を計上しております。

4項1目市たばこ税1節現年課税分は、対前年度比6.3%増の6億2,825万2,000円を計上しております。これは旧3級品エコー等の6種類のたばこでございますけれども、旧3級品の段階的税率の引き上げ、本年度の実績見込み等を踏まえ計上いたしております。

7項1目入湯税1節現年課税分は、対前年度比31.8%増の1,714万6,000円を計上しております。これは、過去3年間における入湯者数の実績推移等を踏まえて計上いたしております。

8項1目使用済核燃料税1節現年課税分は、対前年度比3.2%増の4億475万円を計上しております。これは原子力発電所の再稼働によりまして、これまでの使用済核燃料の体数増の推移等を踏まえて計上いたしております。

市税全体では130億34万2,000円でございます。対前年度比13.1%増の15億430万円の増額となっております。その大きな要因は、さきに述べましたとおり、固定資産税における償却資産の増が大きなものでございます。

以上で、市税に係る説明を終わりますが、引き続き手数料等について御説明いたします。

14款使用料及び手数料2項手数料1目1節総務手数料のうち、税務課分は本庁、各支所及び市民サービスコーナーにおける資産等証明手数料、公簿閲覧手数料、督促手数料合わせて888万円を計上いたしております。

16款県支出金3項県委託金1目総務費委託金2節徴収費委託金は、県民税に係る県からの徴収委託金で1億2,259万8,000円を計上しております。

予算調書の9ページをお開きください。

21款諸収入1項延滞金加算金及び過料1目延滞金及び2目の過料は、各種市税を納期限までに納付されなかった方に対する延滞金等であります。

5項雑入1目滞納処分費は、各種市税の滞納者の差し押さえ物件を処分した場合の滞納処分費を計上しております。

2目弁償金は、軽自動車の標識を紛失した場合の弁償金を計上しております。

予算調書の10ページをお開きください。

収納率向上特別対策費として、国民健康保険事業特別会計より、691万2,000円の繰入金

計上いたしております。

以上で歳入の説明を終わりますので、次に債務負担行為の御説明をいたしますので、予算に関する説明書の9ページをお開きください。

税務課分は、下から2行目と3行目になります。

平成29年度から平成30年度まで、軽自動車税及び市民税県民税納税通知書の作成業務におきまして、軽自動車税は5月に、市民税県民税は6月に納税通知書を送付いたしますが、前年度中に契約を締結し、業務を行う必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

以上で、歳出及び歳入予算、債務負担行為に係る説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（永山伸一）二、三ちょっと教えてください。

まずは、税務のほうの1目の一般管理費のところで、軽自動車税特別会計負担金、この件。

県の市長会の特別負担金ということになってますよね。これまでもそうだったんでしょうけども、これ、県の市長会の何に使われてるやつですかね。わかりますか。

○税制グループ長（牟礼好幸）ただいまの特別会計負担金ですけれども、実際は軽自動車協会です。そちらの内容としましては事務手数料になります。それを市長会のほうから請求が来て支払うということです。

○委員（永山伸一）現在、市長会を經由して軽自動車協会へ、その軽自動車協会の事務手数料という関係で負担金として納めてるということで理解していいわけですね。

○税制グループ長（牟礼好幸）そのとおりです。

○委員（永山伸一）これは了解しました。

そのほかで2点、1点は2目の徴収管理費の中に日本経営協会会員負担金、これはNOMAの会員負担金としてあるんですが、自治体としては総務で入ってますよね、法人としては入ってますよ。みんな、NOMAの研修受けてるわけですから。

ここの会員負担金とされた根拠は何ですか。これは、参加者負担金なのかなと思ったんですけど、そこら辺、どうですか。

○**収納課長（有村辰也）** 委員お見込みのとおり、これは、これまで総務課のほうで研修に行くときには予算措置をお願いしてたものを、収納課のほうに研修の経費を予算措置いたしました。その分の研修の出席負担金のことでございます。

○**委員（永山伸一）** じゃあ、ここには会員負担金としてあるけれども、12万6,000円は。これは、あくまでも参加者負担金と。法人としては総務で一括して入ってますから、参加者負担金ということですね。じゃあ、ここはそのようにお願いいたします。

もう一つ、このお知らせセンターの新規分です。ちょっと気になったんですけど、今、本当にこれアウトソーシングになるんですかね。

役所で大変な仕事は民間へということで、やってくれるところがあればありがたいんですが、それはそれとして、新規事業としてこういう取り組みというのは必要なんだろうと思います。

要は、個人情報の管理が非常に、特に滞納関係を外に出すわけですから、そこら辺のセキュリティの関係なんかどのようにお考えなんですかね。

○**収納課長（有村辰也）** 納税お知らせセンターを受ける業者につきましては、セキュリティのそういうしっかりとした基準が整ってるところが、先進自治体におきましては平成20年ごろから民間委託が始まっておりまして、外部への漏えいのないことのセキュリティの関係につきましてはそういう基準を満たしたところを選定することで考えております。

情報管理関係課と調整をしながらそういうことがないように、契約の段階できちんとした仕様書に基づいて契約をしたいと考えているところでございます。

○**委員（永山伸一）** 当然、そういうことも考えてされるんでしょうけど、例えば、あつてはならんことで、情報が漏れた場合の罰則規定とか、そういうの当然いろんなのがあるんでしょうけれども、まず、そこら辺を、それは市でもってそういう部分はしないといけないわけですから、そこら辺の考え方というか、いわゆる法令遵守的な部分の相手の、いわゆる契約ですよ。契約条項等はもうできてるんですかね。

○**総務部長（田代健一）** 今回は新規業務ということですけども、既に民間委託の方向になっております業務の中でも、一番根幹に係る市の、要

は電算業務に関する部分の業務委託でありますとか、税務の業務につきましても課税の際に発行する納税通知書等の印刷関係の業務の委託でございますとか、個人情報扱う業務のほうは、もう市の業務の中で委託に出すものはたくさんござい

ます。これにつきましては、市の個人情報の取り扱いについての規定の中で、民間委託をする際のひな形をつくった上で、リスク負担も含めた契約のほうを結ぶようになっておりますので、この新規の業務につきましても、それをもとにいたしまして、本件の業務に係る特別な要素はないかを洗った上で、個人情報の漏えい等がないような態勢の中で委託を行う予定でございます。

○**委員（永山伸一）** ぜひ、そのような取り組みをよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○**委員（徳永武次）** 関連するんですけど、お知らせセンターでこれだけの規模のものをされるんですけど、ある程度の滞納者の収納の目標というのは掲げられてるんですか。

○**収納課長（有村辰也）** 数値の見込みでございますけども、具体的な効果を示すところは難しいところでございますが、まず、収納課で担当してる市税の現年課税分が118億円でございます。

仮に1%上がれば1億円ということになりますけども、そこは難しいと考えておりますが、0.1%でも1,000万円の効果があるということで、費用対効果は十分に得られるものと考えているところでございます。

○**委員（徳永武次）** これは、恐らくそういう、何て言いますか、やってみなきゃわからんという世界もある程度あるような気がするわけですよ。

これは1年度限りですか。それとも、ずっと継続でいかれるんですか。

○**収納課長（有村辰也）** 契約自体は単年度で契約をしますけども、実績等を勘案して、翌年度また予算要求をしていくことになるかと考えております。

○**総務部長（田代健一）** 具体的な数値目標を立ててというところについては、所管課長のほうから出ましたように、ないところでございますが、今回のこのお知らせセンター業務の委託を導入した背景といたしまして、他の先事例といたしまして霧島市、鹿児島市、鹿屋市等が導入しており

ますが、ただいまの納税の督促につきましては、とにかくローラー作戦的に電話を1件でもたくさん滞納者の方におかけして、納税時期が到来していますよということをお知らせすることからスタートいたしまして、現年の納税の滞納の原因の一番大きな理由でございますうっかりした忘れとか、そういったものに対する納税の促しをすることで、過年度につながる、要は滞納の常態化を防ぐという効果があるようでございます。

実際、導入した先行団体では、霧島市で3万件程度、鹿児島市では6万件、鹿屋市では7,000件程度の電話をこの委託によりかけておりますので、本市でもこれまで職員では限界があった、こういった電話による納税の促しというのが相当な倍数、たくさん滞納の方に対して促しができるんじゃないかというのを期待しております。

○委員（上野一誠）関連ですけど、この制度を用いたことは今の収納課体制のより効果的な形の一端的な事業の展開に当たっていると、総合的に見てですね。だから、職員が対応しきれない部分をより収納率を上げていくという形になっているんだろうというふうに思います。

したがって、これをやったことで職員のこれまでの負担ということが、更にまた収納の一つの活動においてより深まるという意味では、お知らせセンターだけの一つの判断ということだけではなくて、また収納課全体としての、そういう今、いろんな滞納を含めてあることに総合的に含めた形でこの事業を理解すればいいのかなと思ってます。

今、永山委員から出たように、いわば、問題はやっぱり個人情報の漏えいですよ。そこが一番気になるので、これは委員会として、委員長、できたら意見・要望という形から十分、そういう一つの個人情報の漏えい的なことについては十分なやっぱり配慮をするということは意見・要望として一応つける部分があるんじゃないかと思っておりますので、それ、説明では十分対応していかれるとは思いますが、委員会の審査の中においてはそういう文言もまた委員長報告の中で入れてもらえたら。

○委員長（帯田裕達）そのように取り計らいます。

○委員（坂口健太）先ほどの徳永委員の質問に関連してなんですが、確かに数値目標として、今、ないということでしたけれども、現状、収納課で

新規滞納者発生して、電話をかけて、どれだけ税金を納めてもらったのかという件数であったり額であったりというのは把握はしてらっしゃるでしょうか。

○収納課長（有村辰也）現在、嘱託員1名でコールセンターということで、平日の勤務時間内に催告を行っているところでございますが、平成27年度の実績といたしまして、電話催告が1,392件、それから不在者への文書等が1,490件、合わせて2,882件の催告を実施をしております。

催告に基づきます、どれだけ納付につながったかという部分については、残念ながら調べる手だてはございませんので、データを持っていないところでございます。

○委員（坂口健太）わかりました。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査に入ります。

当局から報告ありますか。

○課長代理（佐多誠一）税務課のほうはございません。

○収納課長（有村辰也）収納課もございません。

○委員長（帯田裕達）これより、所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（松澤 力）済みません、ちょっと1点だけ確認させていただきたいんですけど、商店を経営されてる市民の方から御質問というか、ちょっとお声があったんですけど、小規模だったり個人とかで経営されてる方の税の申告とかいろいろされると思うんですけど、その方がおっしゃるのには個人とかでされてたら売上げがなかったことにするとか、そういう数字の調整ができてしまうところもあるというふうにおっしゃっていて、同じぐらいの工場規模なのに納めてる税金の額が違うとか、そういうふう不公平感を感じてらっ

しゃる方もいるみたいなんですけれども。

もちろん、税金を納めてない人に対する払ってくださいということも大事だと思ってるんですけど、申告された数字とか、その中身に対する、それが本当に正直な正しい適正な数字なのかというところのチェックというか、確認体制というものが現状どのぐらいあるのかお伺いさせていただきたいんですけども。

○課長代理（佐多誠一） 事業をされてる場合には、まず基本的に税務署のほうで確定申告をされることになるかと思われま。

同じような商店、あるいは会社におきましても、税金を納める額と申しますのは、同じ売り上げでも、その売り上げから逆に経費をどのような形で使うのか。

例えば、新たな機械を購入するとか、それ次第でまた納税する額が異なってまいりますので、一概に同じような規模だから、同じような売り上げだから税収がイコールになるとは考えられないと思っております。

次の、それをじゃあどうやって正しいものに把握するのかという分につきましては、最初はまず税務署がいろいろ動いていくと思っておりますけども、市の段階で、小さな事業所ならまた市民税の申告等もございまして、実際、帳簿との確認という部分につきましては市のレベルではなかなか困難な部分があるというのが現状でございます。

以上でございます。

○委員（松澤 力） ありがとうございます。

現状ではなかなかそういう細かいところまでは見きれないというところが現状というところですよ。

○課長代理（佐多誠一） 申しわけありません。

市民税の担当主幹の寺脇のほうから少しまた補足説明させていただきます。

○税務課主幹（寺脇竜也） ただいまありました個人経営者の方の確定申告のほうはこちらのほうで収支につきましては確認はできないんですけども、市役所のほうにおみえになります市県民税申告のうちの個人の経営者につきましては帳簿、領収書等を持ってきていただきまして、確認の上で営業の収入と経費で営業の所得を決定させていただいております。

ただし、先ほどありました同じような形態で税金に差があられるというのは、恐らく控除社会保

険料の支払いになってる額、それと、もちろん家族形態で扶養にとられる方の数とか、それぞれ個人によられて形態が変わりますので、同じ金額でも控除が上回って税金がかからない方もいらっしゃる、10万円も税金がかかるという方もいらっしゃる、一概に同じ営業の形態であられて税金が異なるというのは、多分、経費のほうも見込んだときに異なりますので、同じ税金でAという方が10万円かかれて、もう一人の方がゼロということもあり得ます。

先ほど言いました収支の確認につきましては、収支を持ってきていただきまして、職員が確認を取った上で市県民税の申告を受け付けております。

以上で、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

○委員長（帯田裕達） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達） 質疑はないと認めます。

以上で、税務課及び収納課を終わります。

△契約検査課の審査

○委員長（帯田裕達） 次は、契約検査課の審査に入ります。

△議案第36号 平成29年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（帯田裕達） それでは、審査を一時中止してございました議案第36号を議題とします。

まず、部長に概要説明をお願いします。

○総務部長（田代健一） 契約検査課の概要について御説明いたします。

契約検査課におきましては、公正で競争性、透明性の高い入札、契約並びに適切な工事監督検査による品質確保に努めているところでございます。予算につきまして御説明いたします。

平成29年度当初予算概要の28ページをお開きください。

まず、技術職員スキルアップ研修事業ですが、監督職員の資質向上を図るため、各研修施設で開催される研修への職員の派遣を行っております。

次に、入札等監視委員会運営事業ですが、中立・公正な第三者である学識経験者等による委員会を設置し、入札契約手続の運用状況等に関する審議をお願いするものでございます。

以上で、契約検査課の概要説明を終了いたします。

○委員長（帯田裕達） 当局の補足説明を求めます。

○契約検査課長（南 忠幸） 平成29年度当初予算の契約検査課分について御説明をいたします。

予算調書の94ページをお開きください。

2款1項14目契約管理費の事項、契約検査事務費で、入札契約事務並びに工事検査に係る経費でありまして、事業費は2,207万1,000円でございます。

経費の主な内容につきましては、甌島地域の工事検査及び技術職員の知識、技能の向上を図るためのスキルアップ研修等に係る旅費、土木積算システム等の機器及びソフトウェアの保守業務委託料並びに土木積算システム等に係る機器一式の賃借料と鹿児島県と県内市町村が共同利用しております電子入札システムに係る負担金及び技術職員のスキルアップ研修に係る負担金が主なものであります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（帯田裕達） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑を認めます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達） 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達） 次に、所管事務調査に入ります。

まず、当局の説明を求めます。

○契約検査課長（南 忠幸） 所管事務につきまして、総務文教委員会資料に基づき、2月22日開札分までの建設工事等の入札状況について御説明いたします。

総務文教委員会資料の5ページをお開きください。

1の建設工事の状況ですが、(1)が年度ごとの入札状況で、入札執行件数と平均落札率でございます。

今年度は2月22日までに一般競争入札及び指名競争入札合わせまして228件を執行しまして、平均落札率は91.90%となっております。現在までの執行件数につきましては、昨年度同時期と比較しますと若干少なくなっている状況でございます。

次に、(2)は一般競争入札213件の工種ごとの開札状況でございます。

件数、入札1件当たりの申し込み業者数、施工体制調査の件数のほか、記載のとおりでございます。

件数欄の中の破線の部分、工事品質評価型（成績条件付）につきましては、過去に受注された本市の建設工事の成績評定の平均点を入札参加条件とするもので、106件で49.8%となっております。

右から4番目の欄は、入札書比較価格の90%未満の額で応札があったときに、積算内容等を調査し、落札者を決定するための施工体制調査の件数ですけれども、109件で51.2%となっております。

右から3番目の欄は、最低制限価格による失格の件数でございますが、現在までございません。

右から2番目の欄は、不調の件数で6件ございますが、3件は施工体制調査により失格となり、あとの3件は受注制限により無効となり不調となったものでございます。

このうち3件は、後日、再度公告を行いまして落札しておりますが、1件は随意契約を行い、1件は再度公告中で、1件は現在のところ対応は未定でございます。

一番右端の欄は、同額での応札によるくじでの落札件数ですけれども、92件で43.2%となっております。

次に、6ページをお開きください。

(3)は一般競争入札213件における予定価格の金額区別の発注件数の状況でございます。1,000万円未満の工事が118件で、全体の約55%となっております。

なお、予定価格3,000万円以上につきましては、原則、総合評価落札方式での発注ですけれども、表の一番右に3,000万円以上が1件ございます。これは、設計額のうち機械器具費の割合が50%を超えており、かつ機械器具費を除いた残額が3,000万円未満の場合は総合評価ではなく、

一般競争入札とする運用をしておりまして、これに該当する工事であったためでございます。

下の表2は、コンサル業務委託の状況で、全て指名競争入札で実施しておりまして、業務区分ごとの平均落札率、発注件数等でございます。

総発注件数が83件で、平均落札率が92.15%となっております。

再入札については6件ございましたが、そのうち1件が予定価格に達せず不調となっております。これにつきましては、その後、随意契約を行っております。

次に、7ページをごらんください。

上の表3が一般競争入札の月別発注及び落札等の状況でございます。上のほうの折れ線が平均落札率、棒グラフが発注件数、下のほうの折れ線が入札参加率で、昨年度との比較となっております。一般競争入札につきましても、現在までの発注件数につきましては、昨年度同時期と比較しますと若干少なくなっている状況でございます。

下の表4は、工種別の平均落札率の状況です。2本の棒グラフの右が今年度、左が平成27年度です。下に平成27年度との比較がございますが、建築一式と管工事は昨年度を下回っておりますが、その他は昨年度を上回っております。

次に、8ページをお開きください。

上の表5は、工事成績評定点の状況です。上のほうの折れ線の三角が最高点、ひし形が平均点、四角が最低点で、実線が今年度で、下のほうの棒グラフは成績評定を行った工事の件数で、右が今年度、左が平成27年度でございます。今年度の評点につきましては、最高点が85.1点で、最低点は56.8点となっております。

その下の表は平均点の推移ですけれども、平均点は今後、件数が出てこないと全体の傾向はまだわかりませんが、これまでを見ますと、現時点では昨年度を上回っている状況でございます。

下の表6は総合評価落札方式の実施状況でございます。予定価格3,000万円以上の工事を対象としておりまして、今年度はこれまでに18件を実施し、平均落札率は94.1%となっております。

一番右に逆転件数とありますが、総合評価方式は入札価格と入札価格以外の要素を総合的に評価し、評価値として算出した数値が最も高いものを落札者とする方式ですけれども、逆転は入札価格が最も低いもの以外のものが落札者となった

件数で、4件ございました。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（帯田裕達） ただいま当局の説明が終わりましたが、これを含めて、これより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（上野一誠） 平成24年度から一般競争入札の執行状況を見ても件数が非常に減っていることですね。

したがって、1件当たりいろんな角度から1,000万円以下が約55%となると、非常にそういう部分に集中する。そして、施工体制調査と言いつつじつと、そういうものが現状として続いているというような理解をしているところでは。

ただし、この評価の平均点の推移というのは、合併時からすると非常によくなって、やっぱりそこは入札制度の評価点を70以上から上げてという一つの形からいえば、各建設業社あるいは入札にかかわる人たちがそれなりの意識を持っていい仕事をしているというあらわれであろうというふうに分析ができますね。

実は、きのうも電話があつて、わかったら教えてもらいたんですが、入札制度にいろいろ業者の捉え方もあつて、それはそれぞれにいいんですが、甌島の関係が、甌島の人たちが今、非常に仕事がないと。

だから、この地域別に、4町4村でもいいんだけど、この入札の一つの件数という分析というのは出せますか。

今、全体ですべて件数を挙げてあるけど、地域別、仮に4町4村という一つの捉え方、甌一つでもいいんですけど、そういうような分析のデータというのはありますか。

○課長代理（西木場重行） 甌地域の執行件数ですけれども、ただ今持っておりますデータでございますと、平成21年度が旧4村分で101件執行しております。

昨年度、平成27年度が37件、大分減少しているような状況でございます。

以上でございます。

○委員（上野一誠） 今、そんだけ言ったから、後でそのデータがあつたら一覧表みたいなのをちょっとまた示してもらえませんか。後でいいですから。

○委員長（帯田裕達）資料を提出してください。
ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。
次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。
以上で契約検査課を終わります。御苦労さまでした。

△防災安全課の審査

○委員長（帯田裕達）それでは、防災安全課の審査に入ります。

△議案第16号 原子力発電施設立地地域
基盤整備支援事業総合防災センター新築
（建築）工事請負契約の変更について

○委員長（帯田裕達）それでは、議案第16号
原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業総合防
災センター新築（建築）工事請負契約の変更につ
いてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○防災安全課長（寺田和一）それでは、議案つ
ぶりその2の16-1ページをお開きください。

議案第16号原子力発電施設立地地域基盤整備
支援事業総合防災センター新築（建築）工事請負
契約の変更について御説明いたします。

提案理由につきましては、本会議におきまして
危機管理監が説明いたしておりますので、省略を
させていただきます。

当初契約金額につきましては、記載のとおり
3億2,184万円でありましたが、特殊防災工事
費1億1,850万4,000円を追加させていただ
き、変更後の契約金額を4億4,034万
4,000円とするものでございます。

それでは、変更の理由について説明させてい
たいただきますので、恐れ入りますが議会資料をお手元
にいただき、議会資料の4ページをお開きくだ
さい。

それでは、変更の理由でございます。

原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業総合
防災センター新築（建築）工事につきまして、特
殊防災工事、これは原子力災害対策でございます
が、これを追加させていただいて実施する必要が
あるということでございます。

2、追加工事の内容でございます。

追加工事としましては、資料記載のとおり、附
帯工事から防災無線室、通信機器室工事までの九
つの追加工事を行うものでございます。

工事の具体的な内容につきまして御説明いたし
ます。

まず、躯体工事としましては、総合防災セン
ター2階に設置いたします陽圧・気密化のための
空調機械、発電機を設置するための基礎工事でご
ざいます。

次に、防水工事でございますが、建具周りの
シーリング工事でございます。

次に、金属工事でございますが、窓などの開口
部内側に鉛入り木製建具を配置することとしてお
りまして、そのためのハンガーレール受けのブラ
ケットを設置する工事でございます。

次に、左官工事でございますが、これは各階建
具周辺の左官工事でございます。

次に、建具工事でございますが、建物外部の建
具及び外部建具内側に配置をいたします鉛入り木
製建具工事でございます。

次に、ガラス工事でございますが、合わせガラ
ス設置及び遮光フィルム張りの工事でございます。

次に、塗装工事でございますが、鉛入り鋼製建
具に合成樹脂調合ペイントを仕上げで塗るところ
の工事でございます。

次に、内装工事でございますが、今回、整備い
たします総合防災センターは、庁舎南別館西側に
整備をすることとしております。

このことから、南側、南別館と接続をして一体
的な使用を計画をしておりますが、1階部分と
3階部分につきましては直接の接続はしないこと
としております。

このことから、3階の共同トイレ部分の壁面に
鉛複合板を設置をする工事が発生いたしますので、
その工事でございます。

最後に、防災無線室、通信機器室の工事ですが、
防災無線室、通信機器室につきましては、南別館
4階に設置することとしておりますことから、地
震発生時の機器の保全を図るための免震床工事並
びに壁面への鉛複合板設置工事でございます。

以上で、議案第16号原子力発電施設立地地域
基盤整備支援事業総合防災センター新築（建築）
工事請負契約の変更についての説明を終わります。

よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（上野一誠）この提案の仕方だけ、一端契約が終わって、再度またこの必要性があるという、その何て言うのか、提案の仕方について、どう理解すればいいのか。

○防災安全課長（寺田和一）12月に契約の議案を提案させていただきましたものは、躯体工事、本体工事の工事で行っていました。

それにつきましては、補助の元が資源エネルギー庁で行っていました。

今回、変更契約として出させていただきます陽圧・気密化に係る工事につきましては、補助元がまた内閣府の工事であったことで、別途、契約をさせていただくということで提案をさせていただいております。

以上です。

○委員（上野一誠）当然、そういうことは事前にこれをやる場合にわかっていることだと思うのよ、予算の補助のあり方。

ということは、今、4億4,000万円、今回1億1,850万円というのは、基本的には、また最終的にあと2億数千万円が加わるんじゃないかと思うんだけど、この工事とは別な形でいろんな形態があつて。そうなると思うんだけど、総額は幾ら想定になるの。

○防災安全課長（寺田和一）12月の議会でも説明させていただきましたが、7億5,400万円になります。

○委員（上野一誠）この当初の契約時に出さなかった理由としては、今回、追加として処理したということは、基本的には補助の省庁が違うと。だから、こういうふうにはせざるを得ないという形で今回提案をされたんだけど、何か後出しをしていくような気がして、ちょっと東郷小のあれもちょっと心配して教育委員会で言ったんだけど、いざ、くい打ってきたら地盤がどうこうとかいう、そういうことはないのかって話を、また、追加追加とか、あそこの新幹線のあれなんかでももうJRの言いなりになって、すごい何億というのを、こんな入札の仕方あるのかという話をしたわけよ。

だから、やっぱりそういうところが、これは自分たちの防災センターだから、できるだけ大方

100に近い形の補助であるので、それは理解はするんだけど、契約議案に当たるので、そういう意味では、最初からこういうのわかってたら、もうそこまでを追加ということじゃなくて、一遍に契約をしたほうが、まだそのほうがよりわかりやすいんじゃないかという意見なんです。

○防災安全課長（寺田和一）私の説明も不足をいたしました。申しわけございませんでした。

躯体工事につきましては、平成27年度中に鹿児島県を經由しまして実際お金をいただいております。

今回、提出させていただきましたものにつきましては、昨年8月以降に国のほうから鹿児島県に対して補助の決定がございまして、その後、薩摩川内市に連絡をいただき、12月に補正予算として出させていただきます、今回の議会に契約変更させていただいたところで、説明が不足をいたしました。

それから、あと、本体の躯体工事の入札をする際には、入札参加者には特記仕様書ということで、この後、変更により契約がありますということは一つ追加をさせていただいております。説明が足りませんでした。申しわけございません。

○委員（上野一誠）了解です。

ということは、ちょっと確認だけど、今、躯体工事が全部これで完了と、あとは中のいろんな備品とか、そういうものが7億5,000万円、今、一応、館建ちました。あとはいろいろ中に入る、それが次の契約の段階で入ってきますよという理解でいいのかな。

○防災安全課長（寺田和一）契約につきまして、また議会のほうに提案させていただく金額がございまして、これ以外の電気設備ですとか空調ですとか、金額につきましては、設定された金額以下でございますので、また新たに契約をするという議案提出はございませんが、今、並行して電気ですとか、空調ですとか、そういったものも入札を済ませながら工事には入らせていただいております。

以上で終わります。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第36号 平成28年度薩摩川内市
一般会計予算

○委員長（帯田裕達）次に、審査を一時中止しておりました議案第36号を議題とします。

まず、危機管理監に概要説明を求めます。

○危機管理監（中村 真）それでは、平成29年度当初予算概要を御準備いただきまして、28ページをお開きいただきたいと存じます。

防災安全課の平成29年度予算に係る事業概要について説明させていただきます。

まず初めに、28ページの一番下になります交通安全教育普及啓発事業につきましては、交通事故防止及び交通安全教育の推進のため、保育園、幼稚園、小学校等での交通安全教室及び自動車教習所を活用しました高齢者の運転免許保有者のほか、自転車運転者、歩行者向けの参加体験実践型の交通安全教室を実施するものでございます。

続きまして、29ページをお開きいただきたいと思っております。

次に、おおつな心の交通安全プロジェクト事業についてでございます。

同事業は、薩摩川内警察署管内交通安全会議連合会におきまして、平成27年度から取り組んでいるところでございます。

同連合会が、平成29年度に実施いたします高齢者の免許返納者への5,000円分のタクシーチケット配付に係る経費に充てるための負担金の負担、教育用信号機の購入等をしようとするものでございます。

次に、防犯カメラ設置事業についてでございますが、本事業は平成26年度から実施しており、これまで大小路側の国道3号の交差点や駅など

16カ所、20台の設置を行っております。

平成29年度においても5カ所、9台を設置予定でございます。

次に、空家対策事業につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行及び本市の空家等対策の推進に関する条例に基づきまして特定空家等に対する適正管理及び空家の有効活用を図ろうとするものであり、空家対策に関するチラシの作成、配布を行い、また、空家等の再調査を行いながら特定空家等に関する指導、助言等を行うこととしております。

続きまして、30ページをごらんいただきたいと思っております。

次に、防災サポーター制度は平成21年度から設置し、災害応急対策時には、地区災害対策詰所におきまして職員の補助業務を、平常時にはがけ地近接等危険住宅調査支援や防災行政無線のモニター業務等を行っていただいております。

また、研修会を開催し、防災基礎知識等の習得をしていただきながら、地域防災リーダーとしても活躍いただきたいと考えているところでございます。

次に、原子力防災等訪問事業についてでございます。

平成25年度から実施しておりますが、平成29年度におきましても、継続して事業実施することとしておりまして、UPZ内の高齢者等の要配慮者宅を訪問し、避難経路や避難場所の周知、原子力災害が発生した際の避難のあり方や避難方法の説明のほか、個別受信機の維持管理の周知等を行いながら、個別支援計画の作成につなげていきたいと考えております。

次に、防災行政無線通信施設管理業務につきましては、これまで整備いたしました防災行政無線の屋外拡声子局や戸別受信機の維持管理のほか、移動系無線の維持管理を適切に行い、災害時の情報の提供及び収集を支障なく実施できるよう行っております。

続きまして、31ページをお開きいただきたいと存じます。

最後に、総合防災センター施設整備事業についてでございます。

災害発生時の迅速かつ的確な対応を行うため、情報の収集及び発信機能、常設の災害対策室等を備えた施設を整備することとしております。

先ほどの契約案件のところでも御説明した部分もごございます。

来年2月の竣工を目指し、現在、建設工事を鋭意進めているところでございます。

以上が予算に関する事業概要であります。具体的な予算の内容につきましては、課長から説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○委員長（帯田裕達） 当局の補足説明を求めます。

○防災安全課長（寺田和一） それでは、議案第36号平成29年度一般会計予算の防災安全課分につきまして御説明させていただきますので、お手元に平成29年度薩摩川内市各会計予算調書を御準備いただきまして、90ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、2款1項2目秘書広報費の事項、自衛官募集事務についてであります。自衛官募集事務及び薩摩川内市防衛協会に係る経費であり、事業費は29万3,000円でございます。

経費の主な内容は、自衛官募集事務市町村担当者会議の普通旅費及び防衛協会補助金を計上させていただいております。

次に、2款1項12目市民相談交通防犯費の事項、交通安全対策費についてであります。交通安全思想の普及啓発、交通事故防止の推進、交通安全教育など交通安全対策に係る経費であり、事業費は1,194万6,000円でございます。

経費の主な内容は、交通安全対策会議委員報酬のほか、交通安全教育普及啓発業務委託及び薩摩川内警察署管内交通安全会議連合会負担金等を計上させていただいております。

負担金といたしましては、おおつな心の交通安全プロジェクト分の426万6,000円を含みまず薩摩川内警察署管内交通安全会議連合会負担金として811万円、甕地区交通安全協会負担金228万9,000円、鹿児島県交通安全母の会連合会市町村負担金4万円、以上3件であります。

次に、91ページをごらんください。

同じく2款1項12目市民相談交通防犯費の事項、防犯対策費についてであります。防犯思想の普及を図り、市民生活に危険を及ぼす犯罪や事故のない安全・安心なまちづくりの推進及び空家等対策の推進に関する特別措置法等の施行に伴う特定空家等に対する適正管理等に係る経費であり、事業費は1,458万4,000円でございます。

経費の主な内容は、空家等対策協議会委員報酬のほか、地区コミュニティ協議会に配布いたします防犯用品に係る消耗品、防犯カメラ保守点検委託等、防犯カメラ設置工事費等を計上させていただいております。

なお、負担金といたしましては、薩摩川内地区防犯協会負担金424万6,000円、かごしま犯罪被害者支援センター負担金14万5,000円、薩摩川内市暴力団等排除推進連絡協議会負担金14万円、薩摩川内市警察署管内沿岸警戒連絡協力会負担金10万円、甕島幹部派出所沿岸警戒連絡協力会負担金6万5,000円、また、補助金といたしましては、青色灯自主防犯活動事業補助金102万9,000円を計上させていただいております。

さらに、空家対策としましては33万2,000円を計上させていただいております。

次に、9款1項6目災害対策費の事項、災害予防応急対策費についてであります。災害対策基本法に基づく災害応急対策等に係る経費であり、事業費は8,906万4,000円でございます。

経費の主な内容は、防災会議及び国民保護協議会の委員、防災サポーター、行政事務嘱託員の報酬、災害対策時の職員の時間外勤務手当のほか、防災マップ作成業務委託等を計上させていただいております。

なお、負担金補助金といたしましては、県消防・防災ヘリコプター運航連絡協議会負担金等441万4,000円、日本水難救済会川内救難所ほか5救難所運営費補助金39万円を計上させていただいております。

次に、92ページをお開きください。

同じく9款1項6目災害対策費の事項、防災行政無線通信施設管理費についてであります。防災行政無線通信施設の維持管理に係る経費であり、事業費は5,402万1,000円でございます。

経費の主な内容は、無線整備業務嘱託員の報酬、屋外拡声子局修繕等、防災行政無線デジタル設備保守点検業務委託等、IP無線回線利用料等、防災行政無線簡易屋外子局設置工事等、防災行政無線戸別受信機購入等を計上させていただいております。

なお、負担金といたしましては、防災情報ネットワークシステム更新事業負担金130万3,000円、電波使用料負担金等192万

5,000円を計上させていただいております。

次に、事項、総合防災センター施設整備事業費は、総合防災センター施設の整備に係る経費であり、事業費は3億2,318万7,000円でございます。

経費の主な内容は建築本体工事等、総合防災センター備品購入、総合防災センター施設整備基金積立金を計上させていただいております。

以上で、歳出についての説明を終わります。

次に、歳入につきまして御説明いたしますので、恐れ入りますが予算調書の11ページをごらんください。

初めに、使用料の消防使用料9,000円、これにつきましては行政財産使用料でございます。

次に、国庫委託金の総務費委託金2万円、これは自衛官募集事務地方公共団体委託金でございます。

次に、県補助金の消防費補助金1,371万4,000円、これは災害対策費補助金の原子力防災屋内退避施設維持管理費補助金及び原子力発電施設緊急時安全対策補助金でございます。

次に、財産運用収入の利子及び配当金11万3,000円、これは総合防災センター施設整備基金利子収入でございます。

次に、基金繰入金の総合防災センター施設整備基金繰入金でございますが、2億8,222万7,000円、これは総合防災センター施設整備基金繰入金でございます。

以上で、平成29年度薩摩川内市一般会計予算の防災安全課に係る概要につきまして説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（帯田裕達） ただいま説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（上野一誠） これは意見・要望でいいんですが、原子力を立地している自治体としての、やはり防災センターという一つのそういう施設からいって、これまで非常に狭隘な、そういう形があって、その必要性を私も強く申し上げて、いわば、今回こういう形でできましたので、備品購入とかいろんなのも含めてより安全に、また機能できる、そういうものとして一応、予算は出てますけど、いろんな角度から努力はしてほしいということと、原特との関係がありますけども、やはり

避難計画等もいろんな角度から十分、知事がわかりましたので、私はもっと地元のいろんな苦労というのも知事にわかってもらいたい部分があるがゆえに、市長にも言った、大分前向きになったということですので、県との連携を図りながら、よりやっぱり防災にかかわる、地域防災含めて原子力防災含めて一つ努力はしてほしいというふうに思います。今、大事な時期だと思うので、これ、意見・要望として申し上げます。

○危機管理監（中村 真） 大変ありがとうございます。

ただいまの御意見踏まえて私たちとしましても努力していきたいと思っております。ありがとうございます。

○委員長（帯田裕達） ほかにありませんか。

○委員（永山伸一） ごめんなさい、細かいことなんですが、負担金の関係で、12目の交通安全ですわね。

これは例年決まった金額で負担金払ってるんですが、どうしても管内の会議の連合会負担金がふえたというのは、おおつなプロジェクトの分がということで、これは理解します。

これは管内のことですから負担をして、管内でみんなで交通安全に努めましょうという経費に使われるんですが、甑の分、これが県の交通安全協会の甑島地区協会負担金となっておりますよ。

これは、どう理解したらいいんですかね。地区限定ですか、甑島地区限定の分ということですかね。

○防災安全課長（寺田和一） この件につきまして、今、委員がおっしゃったとおり、川内地区と甑島地区と別に分かれておりまして、以前も御意見いただいたことがありまして、鹿児島県にも問い合わせをしたんですが、これは地域ごとに交通安全協会というのを設置をして、それで運営をするということございまして、甑4地区につきましても我々所管のするところでございますので、負担金として出させていただいている状況です。

明確な回答にはなっていないかもしれませんが、川内地区と甑島地区、統合ができず、それぞれということでございます。

○委員（永山伸一） じゃあ、川内地区の、県の協会の川内地区の負担金はどこで払ってるんですか。ここに入ってますか。

○防災安全課長（寺田和一） ちょっとわかりに

くかったんですが、一つ上の行で、薩摩川内所轄内交通安全会議連合会負担金の中に、先ほどありました、直接的に交通安全協会ではございますが、この連合会の負担金として運営費の負担金としまして、おおつな心の交通安全プロジェクトを除いたところの384万円が、文字上では交通安全協会とはなっていないんですけれども、同様の負担金でございます。

○委員（永山伸一）ごめんなさい、ではもう一回。

6目です、防災マップ作成業務。これも「等」でまとめてあるから金額は見えないんですが、防災マップ作成業務委託はどのようなマップで、どれぐらい費用的には予定されてるのかという部分を教えてください。

○防災安全課長（寺田和一）これまでの防災マップというのが平成24年度に作成をして、各家庭に配布させていただいておりました。

そのときには、まあ言えば、私、川内地区でございますので、川内地区にお住まいの人は川内地区だけ、東郷であれば東郷の藤川ですとか、そういった地域ごとでございましたが、それではなくて——済みません、これサンプルと思ってごらんください。これ、霧島市なんですけれども、このように薩摩川内市全域を載せた一つの冊子にしまして、薩摩川内の状況もわかっていたきながら、市内全域を一つにまとめたものを各家庭にお配りをするという計画をいたしております。

金額的にいきますと、1,800万円程度だったと記憶します。

以上です。

○委員（永山伸一）わかりました。

防災マップについては、今回は1冊にまとめて、市内全域の分を。1,800万円ほど予算措置して全戸配布をしたいという計画でいるということですね。

ごめんなさい、ちょっとこれでは見えなかったものだから、聞けばよかったですけど。

もう1点、その下の、これ消防のほうでもちょっとあったんですが、先般、長野県の防災ヘリが墜落しました。

防災安全課のほう負担金として払ってますよね、協議会のほうにですね。

事故を受けて、まだ調査中なんでしょうけれども、そこら辺の今後の対応についてどのようにお

考えか、もしあればお願いします。

○防災安全課長（寺田和一）御指摘の点ですけれども、新聞報道でもありました県の消防防災ヘリ、今回、事故を起こしたものと同型機と聞いております。19年ほどたっているということも認識しております。ただ、今後につきましては、幸いなことと言っているのかどうかわかりませんが、私どもの消防局からは職員は今のところ派遣はございませんです。南薩の職員であったりとかというところがございます。これにつきましては、年2回の幹事会ですとか、総会の分におきまして、一番は安全な運航に心がけていただくというのを大前提をお願いしておりますので、十分、我々としましては消防防災ヘリ活躍する機会がないことが一番よいことなので、かねてから点検ですとか、そういう安全運航には十分努めていただきながら運航していただくようにということは常々申しているところです。

今後、新聞報道によりますと、またヘリ自体を買い替えるということもございますので、今度、また幹事会総会がある際には同型機であったことなども話題に付しながら十分そのあたりにも配慮していただくようには申していきたいと思っております。

以上です。

○委員（徳永武次）非常にいい事業だと私はいつも思ってるんですけど、この交通安全教育普及啓発事業の中で、自動車学校と連携して運転免許証保有者の65歳から69歳の補助を出してらっしゃいますよね。補助というか、研修を受けるような形をされてますよね。

今後、団塊世代の免許保有者がかなりふえてくるんですよ。当然、事故の発生と、それから自分の運転の技量といいますか、そういうことも非常に年とともに、何て言うか、どの程度かということがわからない人がいるような気がするわけです。

そうすると、免許証の返納とか、その辺もまた一つの査定になるわけですね、自己管理するのに。もう少し、これをふやして、今現在のどのぐらい、これにどういう方法で募集をされて、どのぐらい受講される方がいらっしゃるか、ちょっと教えていただけませんか。

○防災安全課長（寺田和一）今、御質問の件ですが、さわやか号とか、まず二つございます、交

通安全で高齢者を対象にしたものと、若い子どもたちをということです。

高齢者につきましては、平成28年度でいきますと、大体99件ぐらい、済みません、これは子どもたちのほうでした。さわやか号といいまして、高齢者の方々に来ていただいてするのが、大体21回ほどして639人参加していただき、今、委員がおっしゃったいきいきスクールにつきましては、平成28年度でいきますと、今現在で自動車学校でそれぞれ南九州、福岡、入来で3回行いまして、受講者が若干、これは高齢者に限りますので少なくなって60人ほどの受講でございます。

○委員（徳永武次） これ、年齢が65歳から69歳という形で今なってますよね。

これ当然、この年齢でいいと思うんですけど、やっぱり一人頭、自動車学校に払う負担金といいますか、そういう補助っていうのがあると思うんですよ。お願いする部分がですね。これを、もし例えば、今60人と言われましたけど、どういうふうな人選されていくのかわかりませんが、これが結構拡充していくとよければ、どういうふうな感じになりますかね。

○防災安全課長（寺田和一） 済みません、その年齢拡充につきましては、ちょっと私、今想定をしておりますんですが、これとは別で、おおつな心の交通安全プロジェクトのほうで、現在、薩摩川内警察署が保有をしているドライブレコーダーが1台しかございませんで、そのときに、今おっしゃった「ひやり・はっと」の件がございますので、今回のおおつな心の交通安全プロジェクトの中では、ドライブレコーダーを1台ではなかなか自分の当番が回ってこないということも聞きましたので、10台ほどにふやさせていただいて、実際自分の運転もどのようなものがあるのかというのをわかっていただくようなことも、年齢的なものではなくて、そういうところもできるように配慮をしたところでございます。

以上です。

○委員（松澤 力） 1点だけ済みません、私も今の免許証返納のところで、今、高齢者が返納メ리트制度というのがあって、5,000円のタクシーチケットということになってると思うんですけど。これ5,000円、1回分ということだと思うんですけども、これでどのくらい返納される方がいらっしゃるのかということと、他市と比べて、

こういう1回限りの返納ということでもいいのかどうかというところの検討はどのようにされているのかということをお願いします。

○防災安全課長（寺田和一） 本年度からタクシーチケットを1回当たり、お一人に5,000円分をお渡しするという事業を進めておりますが、実績といたしまして、7月からスタートさせました。対象としては、4月1日以降返納された方ということでさせていただいておりますが、2月末で242人、大体男性、女性比率同数程度で返納されております。7月からの平均でしますと30件、これは4月からとしますと平均22人の方が返納をしていらっしゃいます。

今おっしゃいました他市と比べてですとか、このタクシーチケットだけで十分なのかということですが、12月の議会等でもございましたとおり、交通貿易課とも一緒になりながら、デマンド交通であったり、あとはバスであったり、そういったものも織りまぜながらさせていただいております。

確かに、免許を返納して1回限りで5,000円というのは印象的にはものすごく少ないんですけども、ただ、返納をされて交通事故を防ぐきっかけになればという思いもございまして、このようにさせていただいております。

以上です。

○委員（松澤 力） ぜひ今後も、多分、車がなくなると移動手段がなくなるといことになると思うので、長期的にというか、今後の足になるところの対応というものが検討が可能であれば、その辺もやっていただくというより、そういうのがあるんだったら返納しようかという方もふえてくるのかなとは思いますが、いろいろ、また検討を深めていただけたらありがたいと思っております。

○危機管理監（中村 真） ただいまの御意見、本当に今後のまた一つの大事なところかと思えます。

課長のほうからもありましたけども、交通貿易課のほうでもデマンド交通、そういったもの検討を進めておりますので、防災安全課、こちらとしましても、そういったところとの連携を図りながら、そういった免許返納された方のその後の交通需要といいますか、そういったものは十分注意をしていきたいというふうには考えておりますので、そういった対応は市全体ではやっているというこ

とで御理解いただければと思います。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査に入ります。

まず、当局からの説明をお願いします。

○防災安全課長（寺田和一）所管事務につきまして説明いたしますので、総務部資料の9ページをお開きください。

まず、平成28年中の交通事故・犯罪の発生状況についてでございますが、（1）としまして交通事故発生件数です。

平成28年の人身事故の発生件数は425件で、対前年比マイナス12件でございます。

死傷者は538人で対前年比プラス6、死者はお二人で、対前年比マイナス4人。死傷者数の合計は540人で、対前年比プラス二人。

物損事故は1,984件で、対前年比プラス107件ございました。

人身事故発生件数、死者数につきましては、前年より下回っておりますが、死傷者及び物損事故がふえているところでございます。

なお、本市と同規模の霧島市・鹿屋市、両市の件数と比べますと、いずれも大幅に下回っているところでございます。

次に、（2）刑法犯罪の発生状況でございますが、平成28年総数は268件ございました。対前年比マイナス40件です。

同じく、霧島市・鹿屋市の件数も記載してございますが、本市の刑法犯罪総数は交通事故同様、この二つの市に比べて大きく下回っているところでございます。

次に、2の青パトの登録台数についてでございます。

（1）本年3月1日現在の登録台数は26団体の207台でありまして、県内で一番の登録台数ございました。

（2）パトロール回数でございますが、地区コ

ミュニティ協議会、その他団体で平成27年度実績になってまいります、9,878回でございます。

次に、3. おおつな心の交通安全プロジェクトについてでございます。

鹿児島国体が開催される平成32年までに交通事故死亡者ゼロを目指しまして、日本一交通事故の少ない安全・安心な薩摩川内市を目指すものでございます。

資料をめぐっていただいて10ページをらんください。

事業内容としましては、ア. 意識啓発用のぼり旗作成、イ. 意識啓発用マグネット作成、ウ. 高齢者免許返納メリット制度でございました。

4. 防犯カメラ設置事業についてでございます。防犯カメラの設置は、資料記載のとおり、平成26年度から実施しておりまして、今年度末で16カ所、20台でございます。

平成29年度におきましても、引き続き整備を予定しております。

次に、5. 空家対策事業等についてでございます。平成27年度に策定されました薩摩川内市空家対策等計画に基づきまして、特定空家等に対する適正管理及び有効活用を図ることとしており、（1）事業内容としまして、本年9月末をめぐりに市内にある空家の一斉調査を実施をしまして、その後、空家対策に関する啓発チラシの作成・配布、更には空家調査の結果に基づき特定空家等に対する指導・助言を行っていくこととしております。

次に、6のシェイクアウト訓練でございます。あす3月1日に実施をいたしますが、地震や津波による災害に備え、防災意識の高揚を図るとともに、自身の身を守ることができるように、市内全域で訓練を実施いたします。

本日の朝現在で、小中学校自主防災組織など61団体、9,410名の参加申し込みがありました。

次に、11ページをらんください。

7番、自主防災組織についてでございます。本年2月末現在の結成率は記載のとおり93.8%であり、一般防災についての出前講座を2回開催し、また、これに伴います訓練を41回実施しております。

次に、8の屋内退避施設確保事業についてでございます。

(1)に記載のとおり、平成24年度から県の補助を活用いたしまして原子力災害における一時的な屋内退避施設の整備の確保を図るものです。

(2)に記載のとおり、整備状況でございますが、PAZ県内の市有施設に6施設、また民間で医療機関が3施設が整備済みでございます。

そして、ウのところに記載してありますが、今年度新たに社会福祉施設2施設が整備が完了いたしております。

次に、9の総合防災センターについてでございます。

先ほど来、説明をさせていただいておりますが、総合防災センターを整備しますが、特に原子力災害に対応できるような放射線防護機能を持ち、避難所も備えた施設とさせていただきます。

記載のとおり6階建てでございますが、構造は鉄筋コンクリートとした6階建てで、平成30年2月に竣工予定でございます。

以上で、防災安全課分の所管事務調査の説明を終わります。

○委員長(帯田裕達)ただいま、当局の説明がありました。これを含めて、これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(帯田裕達)質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(帯田裕達)質疑はないと認めます。

以上で、防災安全課を終わります。

△原子力安全対策室の審査

○委員長(帯田裕達)次は、原子力安全対策室の審査に入ります。

△議案第36号 平成29年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長(帯田裕達)それでは、審査を一時中止してありました議案第36号を議題とします。

まず、危機管理監に概要説明を求めます。

○危機管理監(中村 真)それでは、平成29年度当初予算概要の31ページをお開きいただきたいと思っております。31ページの中段になります。

原子力安全対策室の平成29年度の事業概要について説明させていただきます。

広報調査事業といたしまして、これまでと同様、原子力発電に関する知識の普及及び原子力発電施設の安全対策に関する関係機関との連絡調整等を行うこととしております。

具体的には、一つ目の丸、原子力発電に関する知識の普及としまして、市民対象の原子力発電所等の見学会や職員対象の原子力関連講座の実施、原子力防災に関する研修、広報紙の発行等を行います。

また、二つ目の丸、原子力発電施設の安全対策に関する連絡調整としましては、県及び市の原子力安全対策連絡協議会への参加及び開催のほか、国・県及び関係機関との連絡調整を行うこととしております。

以上が予算に関する事業概要であります。

具体的な予算の内容については、室長から説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○委員長(帯田裕達)当局の補足説明を求めます。

○原子力安全対策室長(遠矢一星)それでは、議案第36号に係ります原子力安全対策室分について御説明させていただきます。

まずは歳出について御説明いたしますので、予算調書の93ページを御準備ください。

2款1項16目の事項、広報調査事業費1,504万4,000円であります。

事項内容としましては、原子力発電に関する知識の普及及び原子力発電施設の安全対策に関する業務であり、主な経費といたしましては、右側に記載のとおり、市連絡協議会出会謝金、原子力広報紙等の作成及び送達業務委託、全国原子力発電所所在立地市町村協議会等への負担金を計上しており、記載以外のものとしましては、調査研修等に係る旅費や雇用者の更新経費など、また、右側備考欄の下から3行目をごらんいただきたいと思います。昨年度まで消防局で計上しておりました原子力発電所等所在市町村消防情報連絡会の負担金及び旅費を交付金対象となることから、今年度より広報調査事業費に計上しております。

以上が歳出でございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、予算調書の12ページをお開きください。

16款2項1目の総務費補助金のうち、広報・調査等交付金1,722万2,000円あります。これは、先ほど説明しました歳出、広報調査事業

に係る県交付金で、補助率は10分の10になりますが、右側の充当先事業に掲載のとおり、財産活用推進課の庁舎管理費に、本庁2台及び各支所に1台ずつ設置している環境放射線監視テレメーターシステム表示モニター10台分の電気料として16万8,000円を、また防災安全課の災害予防応急対策費に原子力災害等訪問事業嘱託員2名分の報酬額として316万5,000円を充当しております。

なお、同交付金は、国の行政改革レビューにおいて執行率が低いとの指摘があり、平成28年度より全国立地県とも減額を受けており、平成29年度においては、まだ本市への交付額が確定していませんが、平成28年度鹿児島県が約17%の減額を受けていることから、従来の基本額2,075万円の17%減という形で計上させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（帯田裕達）ただいま説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

次に、所管事務調査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）当局から報告はありませんか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）特にございません。

○委員長（帯田裕達）これより、所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、原子力安全対策室を終わります。

○委員長（帯田裕達）ここでお諮りします。

原子力安全対策室まで審査を終わりましたが、最後まで審査を続けることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）異議なしと認めます。

それでは続けてまいります。

△選挙管理委員会事務局の審査

○委員長（帯田裕達）次は、選挙管理委員会事務局の審査に入ります。

△議案第36号平成29年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（帯田裕達）それでは、審査を一時中止してありました議案第36号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長（森園一春）選挙管理委員会事務局でございます。

選挙管理委員会は、国・県及び本市の各種選挙の執行事務を所管し、選挙人名簿の調製や選挙啓発活動等に関する事務を執行しております。

平成29年度におきましては、任期満了に伴う選挙の執行はございません。

それでは、議案第36号平成29年度の歳出予算について、予算調書で説明いたします。

予算調書は252ページでございます。

2款4項1目選挙管理委員会費、事項、選挙管理委員会費は2,523万7,000円でございます。

主な内容は、選挙管理委員会の一般経費に係るもので、選挙管理委員4名の報酬と職員給与のほか、全国市区選挙管理委員会連合会分担金等でございます。

次に、その下でございます2款4項2目選挙啓発費の事項、選挙啓発費は134万3,000円でございます。選挙啓発は常時の啓発事業に係るもので、市内の小中高校の児童・生徒への選挙啓発ポスターコンクールや周知コンクールの報償費のほか、明るい選挙推進協議会委員の出会謝金や旅費、明るい選挙推進協議会薩摩支会負担金等でございます。

以上で、歳出予算の説明を終わります。

続いて、歳入予算について説明いたします。

予算調書の73ページでございます。

16款県支出金3項県委託金1目県委託金の総務費委託金でございます。在外選挙人名簿登録事

務委託金でございます。国外在住の有権者の登録、また諸手続等に対する交付金3万8,000円でございます。現在、登録されている方は84名でございます。

以上で、平成29年度の選挙管理委員会の歳入歳出予算の説明を終わります。御審議方、よろしくお願いたします。

○委員長（帯田裕達）ただいま説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査に入ります。

当局から説明はありませんか。

○選挙管理委員会事務局長（森園一春）特にございません。

○委員長（帯田裕達）これより、所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、選挙管理委員会事務局を終わります。

△会計課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、会計課の審査に入ります。

△議案第36号 平成29年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（帯田裕達）それでは、審査を一時中止してありました議案第36号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○会計課長（今吉美智子）会計課でございます。よろしくお願いたします。

会計課においては、法令及び条例規則等に基づ

き正確迅速な公金の審査出納事務に努めているほか、基金、歳計金の効率的な運用、保管及び決算書の調整事務を担っております。

それでは、議案第36号のうち会計課分の平成29年度当初予算について御説明を申し上げます。

内容といたしましては、会計事務の円滑な執行に係る経費を予算措置しております。

まず、歳出から御説明を申し上げますので、予算調書の217ページをお開きください。

2款1項4目会計管理費、事項、会計管理費の1事項のみで、予算額2,181万4,000円でございます。前年度対比で35万9,000円の増額でございます。

右側の経費の主な内容欄で御説明をいたしますが、主なものは金融機関口座振替等手数料、コンビニ収納取扱手数料でございます。

なお、前年度対比で増減が大きい主なものは、コンビニ収納手数料で市税のコンビニ収納取り扱件数が増加する傾向にあるための増額でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げますので、予算調書の63ページをお開きください。上段をごらんください。

19款2項1目特別会計繰入金1節国民健康保険事業特別会計繰入金で、国民健康保険税の収納率向上に係る手数料を国民健康保険事業特別会計から繰入金として受け入れたものでございます。

その下の行、21款2項1目預金利子1節預金利子は、歳計金の運用に係る預金利子でございます。

なお、下ほどの欄外に記載のとおり会計課全体の歳入予算額は224万3,000円でございます。

前年度対比で66万2,000円の減額でございますが、これは国民健康保険事業特別会計からの繰入金が微減し、また歳計金運用に係る預金利子が低金利の影響で減少したものでございます。

以上で、会計課の平成29年度当初予算概要の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（帯田裕達）ただいま説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査に入ります。

当局から報告はありませんか。

○会計課長（今吉美智子）特にございませぬ。

○委員長（帯田裕達）これより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、会計課を終わります。

御苦労さまでした。

△公平委員会事務局の審査

○委員長（帯田裕達）次は、公平委員会事務局の審査に入ります。

△議案第36号 平成29年度薩摩川内市
一般会計予算

○委員長（帯田裕達）それでは、審査を一時中止してありました、議案第36号を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○公平委員会事務局長（火野坂博行）平成29年度の事務の概要でございますが、公平委員会は地方公務員法及び条例の規定に基づき設置され、職員団体の登録変更、職員の勤務条件等に関する措置要求の審査判定、職員に対する不利益処理についての審査請求に対する判決等を業務としているところであり、平成29年度におきましても、同事務を処理することとしております。

次に、当初予算につきまして御説明申し上げますので、予算調書の253ページをお開きください。

2款1項9目、事項、公平委員会費でございますが、運営管理に要する経費として73万2,000円をお願いしております。主なものは、委員3人の報酬、全国公平委員会連合会総会研修

会等に係る費用弁償、全国公平委員会連合会等への負担金であります。

なお、歳入はございません。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査に入ります。

当局から報告はありませんか。

○公平委員会事務局長（火野坂博行）特にございませぬ。

○委員長（帯田裕達）これより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、公平委員会事務局を終わります。

△監査事務局の審査

○委員長（帯田裕達）次は、監査事務局の審査に入ります。

△議案第36号 平成29年度薩摩川内市
一般会計予算

○委員長（帯田裕達）それでは、審査を一時中止してありました、議案第36号を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○監査事務局長（火野坂博行）平成29年度の事務の概要でございますが監査委員が公正で合理的かつ効率的な市の行財政運営を確保するため、地方自治法等に基づく各種監査等を実施し、事務局職員は監査委員の監査方針等に従い、監査指導

等の収集、予備監査として、調査分析等を実施しているところでございます。

平成29年度におきましても、本庁、支所、学校等の定期監査、決算審査、財政健全化判断比率審査、例月出納検査、財政援助団体監査等を実施する予定にしております。

次に、当初予算につきまして御説明申し上げますので、予算調書の254ページをお開きください。

2款6項1目事項、監査委員費でございますが、監査委員費の監査活動等に要する経費として3,376万6,000円をお願いしております。主なものは、監査委員3人の報酬、職員4人の給与費、監査委員研修、全国都市監査委員会総会、定期監査等に伴う費用弁償、全国都市監査委員会等への負担金であります。

なお、歳入はございません。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（帯田裕達）ただいま説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査に入ります。

当局から報告はありませんか。

○公平委員会事務局長（火野坂博行）特にございません。

○委員長（帯田裕達）これより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、監査事務局を終わります。

御苦労さまでした。

△議事調査課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、議事調査課の審査に入ります。

△議案第36号 平成29年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（帯田裕達）それでは、審査を一時中止してあります、議案第36号を議題とします。

まず、局長に概要説明を求めます

○議事事務局長（田上正洋）平成29年度当初予算は例年どおりの予算でありまして、特別なものはございません。

概要説明は以上です。

○委員長（帯田裕達）それでは、課長に補足説明を求めます。

○議事調査課長（道場益男）議事調査課の平成29年度の歳出予算につきまして御説明いたします。予算調書は265ページでございます。

1款1項1目議会費で事項が二つございます。

上の表は議会活動費で、事業費は2億1,437万3,000円でございます。経費の主な内容は、議員26人の報酬、行政視察等の費用弁償、鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等負担金ほか1件と政務活動費でございます。

次に、下の表でございますが、議会管理費で、事業費は8,620万1,000円であります。経費の主な内容といたしまして、嘱託員1名と事務局職員8人の人件費、それと随行等旅費、議会だよりや会議録等の印刷経費、会議録反訳業務委託等のほか、全国市議会議長会負担金など七つの負担金を計上してございます。

歳出予算は以上でございます。

それから、続きまして債務負担行為を説明いたしますので、予算書の9ページをお開きいただきたいと思います。

議事調査課分でございますが、一番上の会議録反訳業務委託であります。会議録等の反訳につきましては、業務の平準化を図るため、毎年債務負担行為を設定させていただいております。

今回は、平成29年度から平成30年度までの期間で限度額を321万円といたしてございます。

以上で、説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明があ

りましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、議案第36号平成29年度薩摩川内市一般会計予算のうち、本委員会付託分について質疑が全て終了しましたので、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査に入ります。

当局から報告はありませんか。

○議事調査課長（道場益男）特にございませぬ。

○委員長（帯田裕達）これより、所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、議事調査課を終わります。

お疲れさまでした。

△委員会報告書の取扱い

○委員長（帯田裕達）以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に一任いただくことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。

よって、そのように取り扱います。

△閉会中の委員派遣の取扱い

○委員長（帯田裕達）次に、閉会中の委員派遣についてお諮りします。

現在のところ、閉会中に現地視察等の予定はありませんが、委員派遣を行う必要がある場合は、その手続を正副委員長に一任いただきたいと思います。

については、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

△閉 会

○委員長（帯田裕達）以上で、総務文教委員会を閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会総務文教委員会
委員長 帯田裕達